

企業集団内部統制に関する監査役職務確認書 2020 年（第 6 回改訂）版：新旧対照表

2020 年 3 月

【会社法編】

会社法編表紙 p.1

	2019 年版	2020 年版	理由・根拠
目次	B. 親会社監査役としての子会社・関連会社における監査役職務 I. 子会社・関連会社の代表取締役・その他取締役との意見交換 監査のポイント 11（子会社・関連会社の代表取締役との意見交換） II. 子会社・関連会社の監査役との意見交換 監査のポイント 12（子会社・関連会社の監査役との監査活動と監査環境） —新設—	B. 親会社監査役としての子会社・関連会社における監査役職務 I. 子会社・関連会社の代表取締役・その他取締役との意見交換 監査のポイント 11（子会社・関連会社の代表取締役との意見交換） II. 子会社・関連会社の監査役との意見交換 監査のポイント 12（子会社・関連会社の監査役との監査活動と監査環境） III. 海外子会社・関連会社の代表取締役等との意見交換 監査のポイント 13（海外子会社・関連会社との意見交換の留意事項） P. 18	企業集団内の海外子会社・関連会社の意見交換に、本確認書を活用する場合の留意事項を新設したことを目次に追記した。

A. 親会社監査役としての親会社における監査役職務

I. 代表取締役に対する監査 監査のポイント 1（企業集団全体の経営管理方針と体制） p.2～3

	2019 年版	2020 年版	理由・根拠
確認項目	(02. リスク認識) □5. 子会社・関連会社 の機関設計（監査役（会）、常勤監査役、会計監査人の設置等）について、親会社監査役がリスクを有すると考える会社がある場合、代表取締役の見解を確認した。	(02. リスク認識) □5. 子会社・関連会社の機関設計の考え方と現状について確認した。監査役が置かれていない子会社・関連会社がある場合は、代表取締役に、監査機能を補完する適正な体制が別途構築・運用されていることを確認した。	子会社・関連会社の機関設計が監査役非設置の場合には対応が必要であることを明確にした。
参考法令等	○監査懇話会「監査役職務確認書」（2019 年 3 月第 9 回改訂） II-5 [内部統制監査（金商法「財務報告内部統制」を含む）、II-7 [代表取締役との定期的会合]、II-10 [企業集団に関する監査]	○監査懇話会「監査役職務確認書」（2020 年 3 月第 10 回改訂） II-5 [会社法に基づく内部統制監査]、II-8 [代表取締役との定期的会合]、II-11 [企業集団に関する監査]	「監査役職務確認書」2020 年改訂に伴い、項目名、項目番号などの表記を修正した。 本表に改訂内容の記載がなくとも、金商法編を含め、全ての「参考法令等」で、同様に修正し、修正箇所は太字・網掛けで表示した。

	2019年版	2020年版	理由・根拠
ポイント	<p><b>監査のポイント9（会計監査人との連携）</b></p> <p>会計監査人は、連結会計の監査を行う役割を負っています。</p> <p>監査役は、会計監査人の連結会計監査の進め方を十分監視し、会計監査の相当性判断の根拠の一つにします。また、会計監査人から、子会社・関連会社に対する親会社の管理、統制が適切になされているか否かや企業集団内で不適正な行為が行われていないかについて情報収集をする必要があります。</p> <p>本項では、子会社・関連会社が親会社と同じ会計監査人と契約をしている場合と、子会社・関連会社が全く会計監査人との契約をしていない場合を想定した確認項目を取り上げています。</p>	<p><b>監査のポイント9（会計監査人との連携）</b></p> <p>会計監査人は、連結会計の監査を行う役割を負っていません。</p> <p>監査役は、会計監査人の連結会計監査の進め方を十分監視し、会計監査の相当性判断の根拠の一つにします。また、会計監査人から、子会社・関連会社に対する親会社の管理、統制が適切になされているか否かや企業集団内で不適正な行為が行われていないかについて情報収集をすると同時に、監査役として知り得た子会社・関連会社に関するリスク情報等を会計監査人に提供するなど、双方向のコミュニケーションを図る必要があります。</p> <p>本項では、子会社・関連会社が親会社と同じ会計監査人と契約をしている場合と、子会社・関連会社が全く会計監査人との契約をしていない場合を想定した確認項目を取り上げています。</p>	<p>会計監査人との連携は一方的なものではなく、双方向のコミュニケーションの重要性が増加しているため記載を追加した。</p>
参考法令等	<p>○会社法396条3項、4項[会計監査人の子会社からの報告、調査権]</p> <p>○会社法397条[会計監査人の監査役に対する報告]</p> <p>○金融商品取引法193条の2[公認会計士又は監査法人による監査証明]、193条の3[公認会計士等の法令違反等事実発見への対応]</p> <p>○日本監査役協会「監査役監査基準」（平成27年7月23日改正）24条 [内部統制システムに係る監査]</p> <p>—記載追加—</p>	<p>○会社法396条3項、4項[会計監査人の子会社からの報告、調査権]</p> <p>○会社法397条[会計監査人の監査役に対する報告]</p> <p>○金融商品取引法193条の2[公認会計士又は監査法人による監査証明]、193条の3[公認会計士等の法令違反等事実発見への対応]</p> <p>○日本監査役協会「監査役監査基準」（平成27年7月23日改正）24条 [内部統制システムに係る監査]</p> <p>○日本監査役協会・日本公認会計士協会「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」（平成30年1月25日改正）</p>	<p>監査役等と会計監査人との連携を進める上で、企業集団の観点が必要であることを指摘していることから記載を追加した。</p> <p>会社法だけでなく金商法についても分けて記載されているため「金融商品取引法編」の参考法令等にも記載を追加した。</p>

B. 親会社監査役としての子会社・関連会社における監査役職務

III. 海外子会社・関連会社の代表取締役等との意見交換 監査のポイント13 (海外子会社・関連会社との意見交換の留意事項) p. 18

	2019年版	2020年版	理由・根拠
ポイント	—新設—	<p><b>III 海外子会社・関連会社の代表取締役等との意見交換</b>  <b>監査のポイント13 (海外子会社・関連会社との意見交換の留意事項)</b></p> <p>海外の子会社・関連会社であっても、やり方や考え方、そして留意すべき基本的な項目は、国内と大きく異なることはありません。</p> <p>一方で、現地の使用言語のみならず、法令やローカルコンテンツ等の各種制度や文化、商慣習といった様々な点において、国内と海外で環境が大きく違うことから、海外において特に留意すべき項目を下記に整理しています。</p> <p>① 海外子会社・関連会社の代表取締役等への事前説明：          子会社・関連会社の代表取締役等と、親会社監査役との立場、企業集団における内部統制の在り方などについて、あらかじめ説明し理解を得ておくことが必要となります。</p> <p>② 海外子会社・関連会社特有の経営環境やリスクの把握：          対象の子会社・関連会社特有の経営環境、経営上の課題、所在国特有のリスクなどを踏まえた調査を実施します。</p> <p>③ 親会社の経営理念や経営方針との整合性や共有状況の確認：          親会社の経営理念や経営方針の浸透状況の確認も重要です。</p> <p>④ 海外子会社・関連会社における内部統制システムの適切な構築と運用状況の確認：          子会社・関連会社における不祥事はグループ全体の企業価値を毀損する可能性があります。子会社・関連会社の代表取締役等は、内部統制システムの構築・運用に責任を負っていますので、代表取締役等がその責任を十分に認識しているかどうかを確認することは重要となります。また、個社の規模感に合っていない内部統制システムは却って非効率になることもあるので、子会社・関連会社の体制や規模に応じた内部統制システムに必要な方針・規程類の整備状況と現場でのPDCAサイクルが回っているかどうかを確認します。</p> <p>⑤ 社内外関係先との緊密な連携：          監査役のみで子会社・関連会社の調査をすることは、物理的な距離の問題などから難しいので、親会社の会計監査人や内部監査部門等との連携は、国内に比べて一層重要となります。また、子会社・関連会社の現地の監査法人や弁護士事務所、内部監査部門等とも緊密な連携を図った上で、効率的かつ有効な調査や意見交換を実施する必要があります。</p>	<p>確認書記載事項は日本国内の子会社・関連会社を想定して作成されているが、海外の子会社・関連会社の企業集団内部統制監査に確認書を活用するために留意が必要な事項の記載を新設した。</p>

【付表】用語説明 p. 19

	2019年版	2020年版	理由・根拠
付表	<p>(1)企業集団 親会社と親会社が総株主の議決権の過半数を有する子会社、その他親会社から経営の支配を受ける子会社、及び親会社から事業等の方針の決定に重要な影響を受ける関連会社によって構成される企業グループを指す。なお、本確認書においては「企業集団」とは以下の具体的なイメージを想定して記載している。</p> <p>①20社程度の子会社・関連会社を持つ企業グループ ②子会社・関連会社は国内子会社を想定している ③親会社は上場、子会社・関連会社は非上場 ④各確認項目は親会社監査役の目線で記載している</p> <p>—記載追加—</p>	<p>(1)企業集団 親会社及び親会社が総株主の議決権の過半数を有する子会社、その他親会社から経営の支配を受ける子会社、並びに親会社から事業等の方針の決定に重要な影響を受ける関連会社によって構成される企業グループを指す。なお、本確認書においては「企業集団」とは以下の具体的なイメージを想定して記載している。</p> <p>① 20社程度の子会社・関連会社を持つ企業グループ ②子会社・関連会社は国内子会社を想定している③親会社は上場、子会社・関連会社は非上場 ④各確認項目は親会社監査役の視点で記載している</p> <p>※海外子会社・関連会社は「B. III. 監査のポイント13」に記載の留意事項を参照し活用することができる。</p>	<p>「及び」「並びに」「視点」＝文脈上適切と思われる文章及び用語に変更した。</p> <p>確認書の記載は国内の企業集団を想定して作成されているが、海外子会社・関連会社に本確認書を活用する際の留意事項を監査のポイント13として作成したことを注記した。</p>

【金融商品取引法編】

金融商品取引法編表紙 p. 1

	2019年版	2020年版	理由・根拠
表題	<p>企業集団内部統制に関する監査役職務確認書 金融商品取引法編 (2019年3月改訂版) —新設—</p>	<p>企業集団内部統制に関する監査役職務確認書 金融商品取引法編 (2020年3月改訂版) 「内部統制報告書」提出会社(上場会社等)が対象です。</p>	<p>金融商品取引法編記載事項の確認が必要な会社を明示した。</p>